

令和 8 年 4 月 16 日
警 察 庁

令和 7 年度会計監査実施結果について

1 実施期間

令和 7 年 6 月 5 日から令和 7 年 12 月 24 日までの間

2 重点項目及び対象部署

「契約」及び「捜査費の執行」を重点項目とし、93 部署に対して実施した。

3 実施結果

(1) 指示事項 0 件（前年度比± 0 件）

(2) 指導事項 4 件（前年度比± 0 件）

ア 現金出納簿の未記載(捜査費)

捜査費の取扱いにおいて、現金の出納の都度、出納簿が記載されておらず、現金出納簿記載の残高と保管現金が一致していなかった。

【沖縄県警察】

イ 旅費の支給誤り

旅費の取扱いにおいて、旅行者の職務の級の区分を誤ったことなどにより、複数の支給誤りが生じていた。

【近畿管区警察学校】

ウ 旅費の支給遅延

旅費の取扱いにおいて、旅行終了日から支払まで 3 か月を超えるものが複数認められた。

【福岡県警察】

エ 国有財産台帳の価格記録不備

県警察学校の設備更新工事により取得した国有財産の台帳価格について、本来台帳に記録されるべき価格と比較して著しく低い価格が記録されていた。

【埼玉県警察】

※ 指示事項：会計監査の結果に基づき、部署に対し改善等を指示し、これに基づいて講じた措置について報告を求めるもの。

指導事項：会計監査の結果に基づき、部署自ら改善等を講ずるよう指導するもの。

4 令和 8 年度の会計監査

令和 8 年度は、令和 7 年度の監査結果等を踏まえ、93 部署に対する会計監査を予定している。

令和8年4月16日

令和7年度

会計監査実施結果報告書

警察庁

(目 次)

1	はじめに	1
(1)	警察の予算	1
(2)	会計監査（検査）	1
(3)	警察における会計監査	1
2	令和7年度会計監査実施の概要	2
(1)	目的及び対象範囲	2
(2)	対象年度	2
(3)	実施期間	3
(4)	対象部署	3
(5)	観点及び着眼点	3
(6)	重点項目	3
(7)	実施方法	4
3	会計監査実施結果	4
(1)	契約関係	5
(2)	捜査費関係	5
(3)	旅費関係	7
(4)	物品管理その他関係	7
4	令和6年度会計監査に基づく指導事項の改善措置状況の確認	8
5	令和8年度の会計監査に向けて	8
	別表	9
	別紙	
	指導事項1（捜査費）	10
	指導事項2（旅費）	11
	指導事項3（旅費）	12
	指導事項4（財産管理）	13

1 はじめに

(1) 警察の予算

警察組織が警察庁及び管区警察局等の国の機関と都道府県警察で構成されているように、警察予算も国の予算に計上されている警察庁予算と、都道府県の予算に計上されている都道府県警察費予算とで構成されている。

警察庁予算は国費と補助金で構成されており、国費については警察庁等の国の機関に要する経費に充てられることはもちろんであるが、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項の規定により、都道府県警察に要する経費についても充てられる。

また、都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予算の範囲内において国がその一部を補助することとされており（同条第 3 項）、当該補助金は、警察庁（長官）から都道府県（知事）へ交付され、都道府県では交付を受けた補助金を財源に補助対象事業に係る予算を計上している。

これに加え、都道府県では、地方交付税交付金、地方税等を財源に単独事業等に係る予算を計上している。

(2) 会計監査（検査）

国の会計監査を大別すると、外部監査と内部監査に区分される。

国費関係では、外部監査の代表としては会計検査院の検査、内部監査の代表としては警察庁による監査がある。

また、都道府県費関係では、監査委員による監査等がある。

会計監査は、警察の会計経理の適正を期することを目的に、会計経理と予算執行に関する業務を対象として実施している。

(3) 警察における会計監査

警察庁では、会計の監査に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 9 号。以下「規則」という。）において、警察庁及び都道府県警察が実施する会計の監査に関し必要な事項を定めており、具体的には、

- 会計監査実施計画の作成（第 2 条）
- 会計監査実施計画又は随時の監査の実施（第 3 条）
- 会計監査における留意事項（第 4 条）

- 会計監査対象部署に対する説明若しくは資料の提出又は職員の出頭の要求（第5条）
- 公安委員会に対する会計監査実施状況の報告（第6条）
- 会計監査の結果に基づく必要な措置の実施（第7条）

等について規定を設けている。

また、会計監査を具体的に実施するため、警察庁及び都道府県警察は、訓令や会計監査規程等で必要な事項を定めている。

警察庁が実施する会計監査では、警察庁の行う会計の監査に関する訓令（平成16年警察庁訓令第8号。以下「訓令」という。）に基づき、会計監査責任者である警察庁長官と管区警察局長が会計監査の重点項目等を協議の上で会計監査計画を作成して実施しており、会計監査の実施状況については、警察庁長官は、警察庁が実施した状況と管区警察局長が実施した状況を取りまとめ、4月末日までに国家公安委員会に報告するものとしている。

2 令和7年度会計監査実施の概要

(1) 目的及び対象範囲

会計監査は、警察の会計経理の適正を期することを目的に、会計経理と予算執行に関する業務を対象として実施し、契約、捜査費、旅費、物品管理など会計担当課以外の原課が行う予算執行等に関する業務についても対象とした。

なお、対象経費は、国費及び都道府県費（国庫補助対象分）とし、必要に応じて、都道府県単独事業分の都道府県費についても対象とした。

(2) 対象年度

令和6年度を対象として、執行状況等の内容によっては、必要に応じ令和7年度及び令和5年度以前の年度についても対象とした。

【令和6年度警察庁支出済歳出額】

一般会計	約 3,286 億 5,299 万円
特別会計	
交付税及び譲与税配付金	約 2 億 83 万円
東日本大震災復興	約 3 億 1,342 万円

(3) 実施期間

令和7年6月5日(木)から令和7年12月24日(水)まで

(4) 対象部署

規則第2条並びに訓令第3条及び第4条の規定に基づき作成した令和7年度会計監査実施計画に沿って実施した。

会計監査責任者別の対象部署は別表のとおりであり、令和7年度中は、全対象119部署のうち93部署(警察庁内部部局、3附属機関、7管区警察局(四国警察支局を含む。)、6管区警察学校、47都道府県情報通信部及び北海道の4方面情報通信部、24都道府県警察及び北海道警察の1方面本部)に対して実施した。

(5) 観点及び着眼点

会計監査は、正確性、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点から、

- 予算執行の計数が正確に処理されているか
- 会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか
- 事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施されているか
- 業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか
- 事務・事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか

に着眼して行った。

(6) 重点項目

会計監査の重点項目は、「契約」及び「捜査費の執行」とした。

「契約」については、近年の厳しい財政状況を受けて政府が財政健全化のための取組を実施中であることに鑑み、経済性及び効率性を主たる視点として統一的な監査を実施するため重点とした。

また、「捜査費の執行」については、近年における私的流用事案の発生を踏まえ、同種重大事案の再発防止を主たる目的とした監査を実施するため重点とした。

(7) 実施方法

会計監査は、会計経理の目的、内容等について多角的な観点での確かかつ厳正に、関係書類の確認、関係者に対する聞き取り等の方法により実施した。

特に、重点項目については、次の方法により実施した。

ア 契約について

- 経済性及び効率性を主たる視点として、競争性を確保するための取組状況等について確認した。
- 物品購入等に係る契約については、「物品購入等に係る契約の適正確保の徹底について」（令和7年3月14日付け警察庁丁会発第376号）等を踏まえた物品購入等に係る契約の適正確保のための措置の推進状況について確認した。

イ 捜査費の執行について

- 捜査経験を有する警察官を含む体制で実施した。
- 取扱者等に対しては、捜査費経理の制度及び手続等を熟知し、適時適切な捜査費の執行について指示、指導及び執行結果の確認が行われているか、また、捜査員等に対しては、自動車運転日誌等関係書類と照らし合わせるなどして具体的な執行状況について確認するなど、適正な執行がなされているか、徹底した聞き取りを実施した。

3 会計監査実施結果

重点項目を含む各監査項目（契約、捜査費、旅費、物品管理等）についての監査を実施した結果、

指示事項^(注1) 0件

指導事項^(注2) 4件（捜査費1件、旅費2件、その他（財産管理）1件）

であった。

なお、当該部署において講じられた改善措置について報告を求める必要があるものを指示事項、また、報告は要しないが、自ら必要な措置として改善を図るものを指導事項として分類している。

(注1) 「指示事項」は、訓令第9条（会計監査の結果に基づく措置）第1項により指示する事項をいう。

(注2) 「指導事項」は、訓令第9条第1項による指示によらずとも、自ら必要な措置を講じるよう指導することにより、改善を図ることができると認められる事項をいう。

(1) 契約関係

ア 会計監査実施状況

物品購入等に係る契約については、契約の必要性、契約方法、予定価格の積算根拠等を関係文書で点検するとともに、担当職員からの聞き取り調査により、経理処理の取組状況を確認した。

イ 会計監査実施結果に基づく措置

指示・指導事項はなかった。

(2) 捜査費関係

ア 会計監査実施状況

捜査費については、主に令和6年度における全国（53 部署）の捜査費支出済額である

国費捜査費 約 25 億 446 万円

都道府県費捜査費 約 25 億 3,939 万円

のうち、27 部署（警察庁内部部局、1 管区警察局、24 都道府県警察及び北海道警察の1方面本部）における、

国費捜査費 約 20 億 6,176 万円

都道府県費捜査費 約 22 億 9,085 万円

を対象に、次のとおり監査を実施した。

(7) 執行内容

捜査費の執行内容について、

- 現金出納簿、捜査費証拠書類等関係文書を点検
- 関係文書の点検結果を踏まえ、捜査費を執行した具体的な状況等について、取扱者等の幹部職員及び捜査員からの聞き取り
- 必要に応じ、執行の対象となっている店舗の所在調査

等の方法により確認した。

(イ) 事務手続

取扱者等の幹部職員が実施する毎月の所要見込額の算定、取扱責任者への交付額の申請から現金の受領、捜査員等への交付から執行後の精算までの各手続に関し、

- 取扱者等の幹部職員が、捜査費経理に関する必要な知識を有し、捜査員等に対して指示、指導等を適切に行っているか

- 取扱者等の幹部職員が、捜査費執行の必要性、妥当性について、責任を持って判断し、また、当該執行に関して捜査員等から執行時の状況の報告を求め、対面の上、十分に確認しているか
- 取扱者等の幹部職員及び捜査員が、捜査費執行の各段階において捜査費証拠書類を適切に作成しているか
- 取扱者等の幹部職員が、作成された捜査費証拠書類を自らの責任で点検し、決裁しているか

などについて、聞き取り調査等により確認した。

(ウ) 現金等の管理

取扱者等の幹部職員及び捜査員に対し、現金、現金出納簿及び捜査費証拠書類の管理状況を確認した。

(エ) 聞き取り調査

聞き取り調査を実施した所属数は、合計 276 所属（警察本部等 183 所属、警察署 93 署）、また、聞き取り調査実施人数は、合計 2,345 人であり、その内訳は、次のとおりである。

○ 取扱者（警察本部所属の課長、警察署長等）	206 人
○ 補助者（警察本部所属の次長、警察署副署長等）	230 人
○ 中間取扱者（大規模警察署の課長等）	77 人
○ 中間交付者（警察本部所属の課長補佐、警察署の課長等）	543 人
○ 捜査員	1,289 人

イ 会計監査実施結果に基づく措置

(ア) 指示事項

該当はなかった。

(イ) 指導事項

次の 1 件が認められた。

- 捜査費の取扱いにおいて、現金の出納の都度、出納簿が記載されておらず、現金出納簿記載の残高と保管現金が一致していなかった（沖縄県警察）。

・・・【指導事項 1】

指導事項の詳細については、別紙のとおりである。

(3) 旅費関係

ア 会計監査実施状況

旅費については、旅行命令簿、旅費請求書等の関係文書の点検、担当職員等からの聞き取り調査により、旅行事実等を確認した。

イ 会計監査実施結果に基づく措置

(7) 指示事項

該当はなかった。

(イ) 指導事項

次の2件が認められた。

- 旅費の取扱いにおいて、旅行者の職務の級の区分を誤ったことなどにより、複数の支給誤りが生じていた（近畿管区警察学校）。
・・・【指導事項2】

- 旅費の取扱いにおいて、旅行終了日から支払まで3か月を超えるものが複数認められた（福岡県警察）。
・・・【指導事項3】

(4) 物品管理その他関係

ア 会計監査実施状況

(7) 物品管理関係

物品管理については、関係文書の点検、担当職員等からの聞き取り調査に併せて実際の管理状況を確認した。

(イ) 中央調達物品の活用関係

中央調達物品の有効活用の観点で、関係文書の点検、担当職員からの聞き取り調査等により確認した。

(ウ) 財産管理関係

国有財産の適正な管理及び台帳記録の正確性の観点から、関係文書の点検及び現地調査等により確認した。

(エ) その他関係

支出等関係文書（支出関係文書並びに財産、物品及び債権の管理に係る文書をいう。）について、亡失、誤廃棄を防止するため、他の文書と区分して保管しているかなど、保管状況を確認した。

イ 会計監査実施結果に基づく措置

(7) 指示事項

該当はなかった。

(イ) 指導事項

財産管理関係に関し、次の1件が認められた。

- 県警察学校の設備更新工事により取得した国有財産の台帳価格について、本来台帳に記録されるべき価格と比較して著しく低い価格が記録されていた(埼玉県警察)。

・・・【指導事項4】

4 令和6年度会計監査に基づく指導事項の改善措置状況の確認

令和6年度の会計監査実施結果において、指示事項はなかったものの、指導事項4件を通知した部署について、その改善措置状況を確認した。

指導事項4件は、

- 契約に関する不適切な取扱い 2件
- 捜査費に関する不適切な取扱い 1件
- 旅費の支給手続きの遅延 1件

であったが、令和7年度会計監査等を通じ、

- 各級幹部・関係職員に対する指示及び教養の徹底
- チェック表の活用等による検討や審査の実施
- 会計職員の関与による確実な点検

等の適正な会計経理の推進に向けた取組がなされていることを確認した。

5 令和8年度の会計監査に向けて

令和8年度は、令和7年度の監査結果を踏まえ厳正な監査を実施し、より適正な会計経理の徹底を図るとともに、令和7年度に指導を行った部署が講じた是正措置についてのフォローアップ、会計監査結果の組織全体での共有及び会計担当者に対する教養の充実を推進する。

令和8年度は、93部署に対し会計監査の実施を予定している。

別表

令和7年度会計監査実施状況

1 実施部署

93 部署（警察庁内部部局、3 附属機関、7 管区警察局（四国警察支局を含む。）、6 管区警察学校、47 都道府県情報通信部及び北海道の4 方面情報通信部、24 都道府県警察及び北海道警察の1 方面本部）

2 上半期の実施内訳

41 部署（1 附属機関、4 管区警察局（四国警察支局を含む。）、3 管区警察学校、22 都道府県情報通信部及び北海道の1 方面情報通信部及び10 道県警察）

会計監査責任者	会計監査の対象部署
警察庁長官	科学警察研究所、東北管区警察局、関東管区警察局、中国四国管区警察局、四国警察支局、東北管区警察学校、関東管区警察学校、中国四国管区警察学校、北海道情報通信部、釧路方面情報通信部、岩手県情報通信部、埼玉県情報通信部、和歌山県情報通信部、愛媛県情報通信部、長崎県情報通信部、北海道警察、岩手県警察、埼玉県警察、和歌山県警察、愛媛県警察、長崎県警察
管区警察局長	宮城県情報通信部、福島県情報通信部、群馬県情報通信部、新潟県情報通信部、石川県情報通信部、岐阜県情報通信部、三重県情報通信部、京都府情報通信部、兵庫県情報通信部、奈良県情報通信部、鳥取県情報通信部、山口県情報通信部、徳島県情報通信部、佐賀県情報通信部、大分県情報通信部、鹿児島県情報通信部、宮城県警察、群馬県警察、兵庫県警察、鹿児島県警察

3 下半期の実施内訳

52 部署（警察庁内部部局、2 附属機関、3 管区警察局、3 管区警察学校、25 都道府県情報通信部及び北海道の3 方面情報通信部、14 都道府県警察及び北海道警察の1 方面本部）

会計監査責任者	会計監査の対象部署
警察庁長官	警察庁内部部局、警察大学校、皇宮警察、中部管区警察局、近畿管区警察局、九州管区警察局、函館方面情報通信部、旭川方面情報通信部、北見方面情報通信部、東京都情報通信部、茨城県情報通信部、神奈川県情報通信部、愛知県情報通信部、大阪府情報通信部、福岡県情報通信部、沖縄県情報通信部、函館方面、警視庁、茨城県警察、神奈川県警察、愛知県警察、大阪府警察、福岡県警察、沖縄県警察
管区警察局長	中部管区警察学校、近畿管区警察学校、九州管区警察学校、青森県情報通信部、秋田県情報通信部、山形県情報通信部、栃木県情報通信部、千葉県情報通信部、山梨県情報通信部、長野県情報通信部、静岡県情報通信部、富山県情報通信部、福井県情報通信部、滋賀県情報通信部、島根県情報通信部、岡山県情報通信部、広島県情報通信部、香川県情報通信部、高知県情報通信部、熊本県情報通信部、宮崎県情報通信部、千葉県警察、静岡県警察、富山県警察、滋賀県警察、岡山県警察、香川県警察、熊本県警察

別紙

◆ 指導事項 1（捜査費）

捜査費の取扱いにおいて、現金の出納の都度、出納簿が記載されておらず、現金出納簿記載の残高と保管現金が一致していなかった。

1 部署

沖縄県警察

2 監査の概要

(1) 実施期間

令和 7 年 10 月 29 日から同月 31 日までの 3 日間

(2) 実施者

警察庁 6 名

(3) 当該部署における令和 6 年度国費支出済額

一般会計 4,174,305,728 円

うち捜査費 10,050,808 円（県費捜査費 5,891,368 円）

特別会計 419,431 円（交付税及び譲与税配付金）

3 指導事項の内容

(1) 事案内容

捜査費の出納に関し、補助者が現金出納簿の記載を失念していたため、監査当日（令和 7 年 10 月 30 日）において、現金出納簿の残高と現金の保管額が一致していなかった。

(2) 指導理由

捜査費管理の正確性を担保する観点から、その登記原因の発生の都度、直ちに現金出納簿に記載し、現金出納簿の残高と現金の保管額を常に一致させておく必要があるため。

(3) 原因

補助者の意識欠如及び取扱者の確認不十分が認められた。

(4) 指導内容

補助者に対し遅滞なく現金出納簿に記載することを徹底させるとともに、取扱者において自ら点検を行うなど、管理体制を強化するよう指導した。

◆ 指導事項 2 (旅費)

旅費の取扱いにおいて、旅行者の職務の級の区分を誤ったことなどにより、複数の支給誤りが生じていた。

1 部署

近畿管区警察学校

2 監査の概要

(1) 実施日

令和 7 年 10 月 23 日

(2) 実施者

近畿管区警察局 4 名

(3) 当該部署における令和 6 年度国費支出済額

一般会計 726, 209, 019 円

うち旅費 3, 989, 077 円

特別会計 該当なし

3 指導事項の内容

(1) 事案内容

旅費の支給手続において、旅行者の職務の級の区分を誤ったことなどにより、日当、交通費等の支給誤りが計 19 件(過払い：17 件(32, 370 円)、支給漏れ：2 件(1, 730 円))認められた。

(2) 指導理由

旅費の支給に当たっては、職務の級に応じた適正な単価により算出し、正確な経理処理を行う必要があるため。

(3) 原因

担当者における職務の級の区分等に関する確認不足及び旅費請求書の審査の形骸化が認められた。

(4) 指導内容

担当者に対し、適正な区分による算出を再徹底するとともに、審査に当たっては、関係書類との照合を厳格に行うなど、適正な経理処理を遂行するよう指導した。

◆ 指導事項3（旅費）

旅費の取扱いにおいて、事務処理が遅延し、旅行終了日から支払まで3か月を超えるものが複数認められた。

1 部署

福岡県警察

2 監査の概要

(1) 実施期間

令和7年11月19日から同月21日までの3日間

(2) 実施者

警察庁 8名

(3) 当該部署における令和6年度国費支出済額

一般会計 3,768,563,253円

うち旅費 407,572,977円

特別会計 409,742円（交付税及び譲与税配付金）

3 指導事項の内容

(1) 事案内容

職員の旅費の支払手続に関し、旅行終了日から支払まで3か月を超えるものが複数認められた。

(2) 指導理由

旅費の支給遅延が複数（3所属、47件、総額1,962,300円）認められ、適正な経理処理を損なうおそれがあるため。

(3) 原因

担当者の認識不足により進捗管理が不十分であったほか、幹部の確認不十分が認められた。

(4) 指導内容

旅費の支給状況について組織的に進捗管理を徹底するほか、旅行者の負担に配慮し、迅速な事務処理を行うよう指導した。

◆ 指導事項4（財産管理）

国有財産の台帳価格について、算定を誤ったことにより著しく過小な価格が記録されていた。

1 部署

埼玉県警察

2 監査の概要

(1) 実施期間

令和7年8月27日から同月29日までの3日間

(2) 実施者

警察庁 8名

(3) 当該部署における令和6年度国費支出済額

一般会計 3,130,788,911円

特別会計 642,667円（交付税及び譲与税配付金）

3 指導事項の内容

(1) 事案内容

設備更新工事に伴い取得した国有財産について、価格を一桁誤って算定したため、台帳価格が本来より著しく低く記録されていた(50,641,226円低く記録)。

(2) 指導理由

国有財産の台帳価格が不適正であり、国有財産の適正な管理及び決算報告の正確性を欠いているため。

(3) 原因

担当者の確認不足や幹部の確認不十分が認められた。

(4) 指導内容

台帳価格を適正な価額に更正するとともに、記載時における複数人での確認を徹底し、再発防止を図るよう指導した。